

千葉県半島振興対策実施地域県税不均一課税条例施行規則及び千葉県過疎地域県税課税免除条例施行規則の一部を改正する規則の概要について

総務部 税務課

〔改正理由〕

法人税法の一部改正（令和２年法律第８号）及び租税特別措置法の一部改正（令和４年法律第４号）に伴い、所要の規定整備を行うため、千葉県半島振興対策実施地域県税不均一課税条例施行規則（平成１７年千葉県規則第１３９号）及び千葉県過疎地域県税課税免除条例施行規則（令和３年千葉県規則第８２号）の一部を改正した。

改正の概要	備考
<p>1 改正内容</p> <p>引用する法人税法及び租税特別措置法の条項が移動したこと に伴い、所要の規定の整備を行った。</p> <ul style="list-style-type: none">・千葉県半島振興対策実施地域県税不均一課税条例施行規則 （第２条関係）・千葉県過疎地域県税課税免除条例施行規則（第３条関係） <p>⇒規則内容の変更はなし</p> <p>2 施行期日</p> <p>公布の日（令和６年３月２９日）</p>	